

契約スキーム案

- 共同調達の目的の一つに、調達に係る事務手続きの簡素化及び集約化が挙げられることから、当該目的に合致する契約が可能な事業者を希望する。
- システム導入及び利用に係る契約行為は県及び事業者間のみ行い、当該契約により、県、市町村及び各指定管理者のシステム利用を可能とする。
- 一部の自治体のみに提供する有料オプションについては、個別に事業者と契約締結する。有料オプションの利用を開始したい市町村は、県を通じて事業者に意向を伝える。

